

学校法人淳心学園役員等の報酬並びに費用弁償の支給に関する規程

平成 29 年 2 月 25 日
理事会規程第 73 号

(目的)

第 1 条 この規程は、学校法人淳心学園（以下「学園」という。）の役員等が、学園の業務に従事した場合の報酬並びに理事会、評議員会に出席した場合の費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この規程において、次号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等 理事、監事及び評議員
- (2) 常勤役員等 役員等のうち常勤の者
- (3) 非常勤役員等 前号以外の役員等

(報酬の支給)

第 3 条 常勤役員等の報酬額は、別表第 1 のとおりとする。ただし、理事会、評議員会等の出席に係る報酬は支給しない。

- 2 非常勤役員等のうち常勤に準じる役員等の報酬は、別表第 2 のとおりとする。ただし、理事会、評議員会等の出席に係る報酬は支給しない。
- 3 非常勤役員等の報酬は、別表第 3 のとおりとする。ただし、理事会、評議員会等の出席に係る報酬は支給しない。
- 4 上記報酬の他、役員等に特別賞与を支給することがある。特別賞与は、必要に応じ、理事会の承認を得て支給することができる。

(旅費の支給)

第 4 条 役員等が理事会、評議員会及び学園の業務に従事するため旅行した場合には、学校法人淳心学園旅費規程に基づき、旅費を支給する。

- 2 前項の旅費は、調整することができる。

(改廃)

第 5 条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則

この規程は、平成 7 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 9 年 3 月 18 日改正し、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条第 1 項関係）

常勤役員等の報酬額

理事長	月額 1 4 0 万円以内
理 事	月額 7 0 万円以内
監 事	月額 7 0 万円以内

ただし、理事には、学長、園長及び本部長を含まない。

別表第 2（第 3 条第 2 項関係）

非常勤役員等のうち常勤に準じる役員等の報酬額

理事長	月額 7 0 万円以内
理 事	月額 3 5 万円以内
監 事	月額 3 5 万円以内

常勤役員等の 5 0 % 以下を基準とするが、執務状況によって判断する。

別表第 3（第 3 条第 3 項関係）

非常勤役員等の報酬額

(1)

非常勤役員等のうち理事	月額 1 万円
-------------	---------

(2)

非常勤役員等のうち評議員	1 回 1 万円
--------------	----------